資料 1

個人情報の保護に関する法律の改正に伴う町条例の対応について

情報防災課

1　提案理由

令和３年５月、「個人情報の保護に関する法律」（平成１５年法律第５７号。以下「法」という。）の改正があり、令和５年４月１日に施行されることとなりました。

この改正により、これまで各地方公共団体ごとに定めていた個人情報の取扱いに関する規定を、法により全国的な共通ルールを規定することとした一方、地方公共団体においては、法を施行するために必要となる事項を独自で条例により定めることができることとされました。

このことに伴い、現在七飯町において運用している個人情報の取扱いに関する条例を廃止するとともに、現行条例の基本理念を後退させることのないよう、法を施行するために七飯町において必要となる事項を定める条例、および個人情報保護審査会について別に定める条例を新たに制定するほか、関係条例を一部改正する必要があり、これらを一括して提案するものです。

2　提案概要

（１）「七飯町個人情報保護法施行条例」の新規制定

ア　個人情報ファイル簿の作成および公表について定める規定（第３条）

イ　開示請求に係る手数料等について定める規定（第４条）

ウ　開示決定等の期限および特例について定める規定（第５条、第６条）

エ　審査会への諮問について定める規定（第７条）

オ　「七飯町個人情報保護条例」および「七飯町特定個人情報保護条例」の廃止（附則第２条）

カ　経過措置について定める規定（附則第３条）

キ　「七飯町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例」の一部改正（附則第４条）

（２）「七飯町個人情報保護審査会条例」の新規制定

ア　所管事務について定める規定（第２条）

イ　組織および委員、会長等について定める規定（第３条、第４条）

ウ　会議について定める規定（第５条）

エ　審査会の調査権限について定める規定（第６条）

オ　意見の陳述について定める規定（第７条）

カ　意見書等の提出について定める規定（第８条）

キ　提出資料の閲覧等について定める規定（第９条）

ク　諮問に対する答申について定める規定（第１０条）

ケ　経過措置について定める規定（附則第２条）

３　施行期日

両条例ともに、令和５年４月１日に施行します。

ただし、「七飯町個人情報保護審査会条例」附則第２条第２項の規定（審査会委員を委嘱できる日）については、公布の日から施行します。